

## 平成 27 年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 5 日から平成 28 年 8 月 23 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

※ 意見書に記載された数値は千円以下を四捨五入したものである。

### 4 審査意見

#### (1) 個別意見

##### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	567,729
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	0
	石垣市都市計画土地区画整理事業特別会計	12,502
合 計		580,231

当年度の一般会計等における実質収支額は、5 億 8,023 万 1,000 円の黒字となっている。

一般会計における市税及び地方譲与税の歳入増と特別会計において使用料及び手数料収入が増加したことにより、実質黒字額は前年度と比べ 1 億 5,056 万 1,000 円増加している。

(単位：千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成 27 年度	△580,231	13,281,840	△4.36	12.92	20.00
平成 26 年度	△429,670	13,067,564	△3.28	12.94	20.00
増 減	△150,561	214,276	△1.08	—	—

※ 石垣市は実質収支が黒字であるため、「実質赤字額」欄に実質黒字額を負の値で表示している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準値を下回っている。

## ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、上記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされています。

(単位：千円)

会計名	実質収支・剰余金額
一般会計	567,729
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	0
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	12,502
小計	580,231
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	△172,743
介護保険事業特別会計	95,380
後期高齢者医療特別会計	2,315
小計	△75,048
法適用企業	
水道事業特別会計	1,294,116
小計	1,294,116
法非適用企業	
港湾事業特別会計	100,321
公共下水道事業特別会計	41,924
農業集落排水事業特別会計	8,720
小計	150,965
合計	1,950,264

国民健康保険事業特別会計にマイナス値が見られるが、実質収支及び剰余金を合計すると全体では19億5,026万4,000円の黒字となる。

当年度の実質収支及び剰余金合計額は、前年度と比べ4億5,430万円増加している。これは主に一般会計において実質収支額が1億4,223万1,000円増加したことに併せ、国民健康保険事業特別会計における赤字額が3億3,494万8,000円減少したことなどによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	赤字比率 (A/B)×100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成27年度	△1,950,264	13,281,840	△14.68	17.92	30.00
平成26年度	△1,495,964	13,067,564	△11.44	17.94	30.00
増減	△454,300	214,276	△3.24	—	—

※ 石垣市は実質収支が黒字であるため、「実質赤字額」欄に実質黒字額を負の値で表示している。

上記のとおり実質収支及び剰余金の合計額は増加しており黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準値を下回っている。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した3ヵ年平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
公債費に係る一般財源 (元利償還金－特定財源)	2,128,931	2,164,664	2,167,547
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	211,916	269,592	302,962
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	30,900	30,900	30,900
一時借入金の利子	4	5	13
計 (A)	2,371,751	2,465,161	2,501,422

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,206,808	1,175,565	1,049,626
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	365,483	395,091	432,490

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	13,281,840	13,067,564	13,215,254
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率 (単年度) $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	6.8	7.8	8.7
--	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3ヵ年平均)	平成 27 年度 (H25～H27)	平成 26 年度 (H24～H26)	増減
	7.7	8.9	△1.2

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は6.8%で、前年度より1ポイント向上しており、3ヵ年の平均を示す実質公債費比率は7.7%で、前年度より1.2ポイント向上している。これは主に標準税収入額等が増加したことによる。

当年度の実質公債費比率については、早期健全化基準を17.3ポイント、財政再生基準を27.3ポイント、いずれも下回っている。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	増 減
将来負担額（A）		28,284,165	27,005,819	1,278,346
地方債の現在高	(a)	21,458,824	20,942,605	516,219
債務負担行為に基づく支出 予定額	(b)	13,960	35,035	△21,075
公営企業債繰入見込額	(c)	3,846,867	4,390,575	△543,708
退職手当負担見込額	(d)	2,955,663	1,542,015	1,413,648
設立法人の負債額等負担見 込額	(e)	8,851	95,589	△86,738

充当可能財源（B）		21,105,286	20,435,270	670,016
充当可能基金	(f)	4,834,113	4,265,314	568,799
充当可能特定歳入	(g)	368,310	463,573	△95,263
基準財政需要算入見込額	(h)	15,902,863	15,706,383	196,480

標準財政規模（C）	13,281,840	13,067,564	214,276
-----------	------------	------------	---------

算入公債費等の額（D）	1,572,291	1,482,116	90,175
-------------	-----------	-----------	--------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$	61.3	57.1	4.2
-------------------------------------	------	------	-----

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額（D）は、前ページ（B）と（C）の合計である。

当年度の将来負担比率は 61.3% で、前年度より将来負担額が 12 億 7,834 万 6,000 円増加したことにより 4.2 ポイント低下した。将来負担額増加の主な理由は、地方債の現在高並びに退職手当負担見込額が増加したことによる。早期健全化基準の基準値を 288.7 ポイント下回っている。

#### （2）総合意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率について、石垣市においては実質赤字額が発生していないことから、算出された数値もマイナス値を示し早期健全化基準を下回っている。

また、実質公債費比率、将来負担比率も早期健全化基準を下回っており、石垣市の財政は前年に引き続き良好な状態であることを認めた。

庁舎移転や施設の延命化等にもなう財政需要が見込まれていることから、安定した財政運営の継続に努めていただきたい。

## 平成 27 年度資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 5 日から平成 28 年 8 月 23 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

### 4 監査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとされている。

(単位：千円・%)

会計名	区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	△1,294,116	△1,348,168	54,052
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,300,498	1,278,980	21,518
	資金不足比率	△99.5	△105.4	5.9
港湾事業特別会計	資金剰余金	△100,321	△104,038	3,717
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	304,870	287,112	17,758
	資金不足比率	△32.9	△36.2	3.3
公共下水事業特別会計	資金剰余金	△41,924	△27,091	14,833
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	99,941	92,271	7,670
	資金不足比率	△41.9	△29.4	12.5
農業集落排水事業特別会計	資金剰余金	△8,720	△5,718	△3,008
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	16,565	14,912	1,653
	資金不足比率	△52.6	△38.3	△14.3

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めています。

当年度の資金不足比率について、いずれの会計においても実質黒字を示していることから資金不足額は算出されない。また資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準値を下回っていることから、石垣市における公営企業の経営状態は良好であると考えられる。